

# 山梨県公報

第二百二十三号

令和三年

九月十六日

木曜日

## 目次

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	四七三
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定	四七三
○道路の区域変更	四七三
○道路の供用開始	四七三
公 告	
○一般競争入札について(二件)	四七四
○大規模小売店舗の名称の変更の届出	四七七
○建設業法に基づく監督処分	四七七
○公共測量の実施	四七七

## 告 示

### 山梨県告示第二百四十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定する区域 韮崎市穂坂町三ツ澤字西坊来石六百五十番及び同市穂坂町宮久保字三百水九百八十番の各一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

### 山梨県告示第二百四十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特

定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定する区域 韮崎市穂坂町三ツ澤字西坊来石五百六十四番二及び六百五十番の各一部並びに同市穂坂町宮久保字三百水九百八十番の一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

### 山梨県告示第二百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和三年十月七日まで一般の縦覧に供する。

令和三年九月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 富士吉田西桂線
- 道路の区域

区間	旧敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
富士吉田市上暮地字米倉四六〇番一地先から 富士吉田市上暮地字米倉四五八七番一地先まで	七・九 一〇・九	四一・二 四一・二

### 山梨県告示第二百四十五号